

# 参 考 資 料

令和3年6月定例会

## 目 次

内 容		頁
議員提案第3号	寝屋川市議会会議規則の一部改正	1

## 寝屋川市議会会議規則

改 正 案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき</u>は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなつた後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなつた後、速やかに委員長に届け出るものとする。</u></p> <p>(略)</p>

# 寝屋川市議会会議規則

改 正 案	現 行
<p>(請願書の記載事項等)            第 131 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならぬ。</u></p> <p>2 請願者が法人の場合には、<u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。</u></p> <p>3 前 2 項の請願を紹介する議員は、<u>請願書に署名又は記名押印をしなければならぬ。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)            第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名。以下同じ。)</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならぬ。</u></p> <p>2 請願を紹介する議員は、<u>請願書に署名又は記名押印をしなければならぬ。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>